

じゅうようじ こうせつめいしょ していじゅうどほうもんかいご
重要事項説明書 (指定重度訪問介護)

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第60号)」第10条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 じゅうどほうもんかいご さーびす ていきよう じぎょうしゃ
1 重度訪問介護サービスを提供する事業者について

じぎょうしゃめいしょう 事業者名称	しゃかいふくしほうじんおおさかふしやかいふくしじぎょうだん 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
だいひょうしゃめい 代表者氏名	ゆきまつ ひであき 行松 英明
ほんしゃしょざいち 本社所在地 (連絡先)	おおさかふみのおしほくしまさんちようめぼんごう 大阪府箕面市白島三丁目5番50号 でんわばんごう 072-724-8166 電話番号 ふあつくすばんごう 072-724-8165 FAX番号
ほうじんせつりつねんがっぴ 法人設立年月日	しょうわねんがつにち 昭和46年3月30日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) じぎょうしょ しょざいちなど
(1) 事業所の所在地等

じぎょうしょめいしょう 事業所名称	ほうじゅそうほうもんかいごじぎょうしょ 豊寿荘訪問介護事業所「ゆたか」
さーびすの 主たる対象者	しんたいしょうがいしやさいみまんものぞ 身体障害者(18歳未満の者を除く) せいしんしょうがいしやさいみまんものふく 精神障害者(18歳未満の者を含む) なんびょうなどたいしょうしや 難病等対象者
おおさかふしてい 大阪府指定 事業所番号	じゅうどほうもんかいごごうへいせいねんがつにちしてい 重度訪問介護2714000086号(平成24年8月1日指定)
じぎょうしょしょざいち 事業所所在地	おおさかふとよなかししんせんりにしまちにちようめぼんごう 大阪府豊中市新千里西町二丁目7番2号
れんらくさき 連絡先 そうだんたんとうしやめい 相談担当者名	でんわばんごう 06-6836-5668 電話番号 ふあつくすばんごう 06-6833-0574 FAX番号 そうだんたんとうしやもりかわかすみおくのたきこふじもと はるみ 相談担当者 森川 佳寿美、奥野 多希子、藤本 晴美
じぎょうしょ つうじょう 事業所の通常の じぎょうじつしちいき 事業実施地域	とよなかし 豊中市
じぎょうしょ おこ 事業所が行なう たしていしょう 他の指定障がい	きょたくかいごごうへいせいねんがつにちしてい 居宅介護 2714000086号(平成18年10月1日指定) いどうしえんごうへいせいねんがつにちしてい 移動支援 2764007429号(平成30年9月1日指定)

ふくしきサービス 福祉サービス	
--------------------	--

(2)事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。
運営方針	1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、援助を適切かつ効果的に行うものとする。 2 利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。 3 地域との結び付きを重視し、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。 4 その他関係法令、通知等の内容を遵守し事業を実施する。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。）
営業時間	9:15～18:00

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜～日曜日(365日)
サービス提供時間	0時～24時まで

(5)事業所の職員体制

管理者	森川 佳寿美
-----	--------

職種	職務内容	
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名

サービス提供責任者	1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。 2 利用者又は家族の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した重度訪問介護計画を作成します。 3 利用者及びその同居の家族に重度訪問介護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。 4 重度訪問介護計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて重度訪問介護計画の変更を行います。 5 指定重度訪問介護事業所に対する指定重度訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 6 重度訪問介護従業者(以下「ヘルパー」という)等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。	常勤3名 (内、1名は管理者を兼ねる)
ヘルパー	1 重度訪問介護計画に基づき、重度訪問介護サービスを提供します。 2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	非常勤30名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤0名

3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
重度訪問介護計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に重度訪問介護計画を作成します。
重度訪問介護サービスの提供	入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的にを行います。

(2) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除、庭掃除など)

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じ

た負担上限月額の設定)となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用

したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

(重度訪問介護)

【 地域区分：４級地 １単位： 10.72 円 福祉・介護職員処遇改善算(Ⅱ) 32.8 % 】

提供時間 内容	じかん みまん 1時間未満		じかん いじょう 1時間以上 じかん ふんみまん 1時間30分未満		じかん ふんいじょう 1時間30分以上 じかん みまん 2時間未満		じかん いじょう 2時間以上 じかん ふんみまん 2時間30分未満		じかん ふんいじょう 2時間30分以上 じかん みまん 3時間未満	
	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額
病院等に入院又は入所中以外の方	2,647 円	265 円	3,944 円	395 円	5,252 円	526 円	6,560 円	656 円	7,868 円	787 円
	じかん いじょう 3時間以上 じかん ふんみまん 3時間30分未満		じかん ふんいじょう 3時間30分以上 じかん みまん 4時間未満		じかん いじょう じかん みまん 4時間以上8時間未満				じかん ふんいじょう 4時間から計算して 所要時間30分増すごとに	
	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額		
	9,165 円	917 円	10,473 円	1048 円	11,684 円	1169 円	1,211 円	122 円		
	じかん いじょう じかん みまん 8時間以上12時間未満				じかん いじょう じかん みまん 12時間以上16時間未満					
	きそ がく 基礎額		じかん けいさん 8時間から計算して 所要時間30分増すごとに		きそ がく 基礎額		じかん けいさん 12時間から計算して 所要時間30分増すごとに			
	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額		
	21,429 円	2143 円	1,211 円	122 円	31,088 円	3109 円	1,157 円	116 円		
	じかん いじょう じかん みまん 16時間以上20時間未満				じかん いじょう じかん みまん 20時間以上24時間未満					
	きそ がく 基礎額		じかん けいさん 16時間から計算して 所要時間30分増すごとに		きそ がく 基礎額		じかん けいさん 20時間から計算して 所要時間30分増すごとに			
	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額		
	40,350 円	4035 円	1,222 円	123 円	50,116 円	5012 円	1,136 円	114 円		
提供時間 内容	じかん みまん 1時間未満		じかん いじょう 1時間以上 じかん ふんみまん 1時間30分未満		じかん ふんいじょう 1時間30分以上 じかん みまん 2時間未満		じかん いじょう 2時間以上 じかん ふんみまん 2時間30分未満		じかん ふんいじょう 2時間30分以上 じかん みまん 3時間未満	
	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額
病院等に入院又は入所中の方	2,647 円	265 円	3,944 円	395 円	5,252 円	526 円	6,560 円	656 円	7,868 円	787 円
	じかん いじょう 3時間以上 じかん ふんみまん 3時間30分未満		じかん ふんいじょう 3時間30分以上 じかん みまん 4時間未満		じかん いじょう じかん みまん 4時間以上8時間未満				じかん ふんいじょう 4時間から計算して 所要時間30分増すごとに	
	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額		
	9,165 円	917 円	10,473 円	1048 円	11,684 円	1169 円	1,211 円	122 円		
	じかん いじょう じかん みまん 8時間以上12時間未満				じかん いじょう じかん みまん 12時間以上16時間未満					
	きそ がく 基礎額		じかん けいさん 8時間から計算して 所要時間30分増すごとに		きそ がく 基礎額		じかん けいさん 12時間から計算して 所要時間30分増すごとに			
	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額		
	21,429 円	2143 円	1,211 円	122 円	31,088 円	3109 円	1,157 円	116 円		
	じかん いじょう じかん みまん 16時間以上20時間未満				じかん いじょう じかん みまん 20時間以上24時間未満					
	きそ がく 基礎額		じかん けいさん 16時間から計算して 所要時間30分増すごとに		きそ がく 基礎額		じかん けいさん 20時間から計算して 所要時間30分増すごとに			
	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額		
	40,350 円	4035 円	1,222 円	123 円	50,116 円	5012 円	1,136 円	114 円		

- ※ 重度障害者等包括支援の対象となる心身の状態にあれば、上記単価に 100 分の 15、障害程度区分6 に該当されれば、100 分 85 が加算されます。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、重度訪問介護計画の見直しを行ないます。
- ※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー 2 人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ※ 利用者の体調等の理由で重度訪問介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する場合)、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

- ① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

提供時間帯名	早 朝	昼 間	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで
加算割合	100分の 25		100分の 25	100分の 50

- ② 事業所のとっている体制又は、対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

か きんこうもく 加算項目	りようりよう 利用料	りようしや 利用者 ふ た ん が く 負担額	さんていかいすうとう 算定回数等
きんきゆう じ たいおう か きん 緊急時対応加算	1,072円 ^{えん}	108円 ^{えん}	しんたいかいごまた つういんとうかいじょ しんたいかいご 身体介護又は通院等介助(身体介護 ともなばあい か ぎ を伴う場合)に限る。 かい ようせい かい りようしや ひとり 1回の要請につき1回、利用者1人 たいし つき かい げんど に対し、月に2回を限度とする
し ょ か い か きん 初 回 加 算	2,144円 ^{えん}	215円 ^{えん}	しょかいつき かい 初回月、1回のみ
とくべつ ち い き か きん 特 別 地 域 加 算	しよていたんいすう 所定単位数 の 15/100	さ き わり 左記の1割	こうせいろうどうだいじん さだめ る ち い き きょじゆう 厚生労働大臣が定める地域に居住し りようしや たいしきーびす ていきよう ている利用者に対しサービス提供を おこなったばあい 行った場合
ふくし せんもんしよくいんとうれんけいかきん 福祉専門職員等連携加算	6,046円 ^{えん}	605円 ^{えん}	しよにち ききん にちかん サービス初日から起算して 90日間 かい げんど 3回を限度
いどうかいごかきん 移動介護加算	1,072円 ^{えん}	108円 ^{えん}	がいしゆつじかん じかん みまん ばあい 外 出 時間が 1時間未満の場合
	1,340円 ^{えん}	134円 ^{えん}	がいしゆつじかん じかん いじょう 外 出 時間が 1時間以上 じかん みまん ばあい 1時間30 分未満の場合
	1,608円 ^{えん}	161円 ^{えん}	がいしゆつじかん じかん ふんいじょう 外 出 時間が 1時間30分以上 じかん みまん ばあい 2時間未満の場合
	1,876円 ^{えん}	188円 ^{えん}	がいしゆつじかん じかん いじょう 外 出 時間が 2時間以上 じかん ふんみまん ばあい 2時間30分未満の場合
	2,144円 ^{えん}	215円 ^{えん}	がいしゆつじかん じかん ふんいじょう 外 出 時間が 2時間30分以上 じかん みまん ばあい 3時間未満の場合
ふくし かいごしよくいん 福祉・介護職員 しょうかいぜんかきん Ⅱ 処遇改善加算(Ⅱ)	しよていたんいすう 所定単位数の 402/1000	さ き わり 左記の 1 割	ふくし かいごしよくいん ちんぎん かいぜんとう 福祉・介護職 員の賃金の改善等 じつし を実施しているものとして市長 とど で じぎようしや りようしや に届け出た事業者が利用者に たい 対し、サービスの提供を行っ た場合に加算します。

※ きんきゆう じ たいおうかきん りようしや かぞくとう ようせい う きーび すていきようせきにんしや じゅうど
緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が重度

ほうもん かいごけいかく へんこう おこな へ る ば ー じゅうどほうもんかいごけいかく けいかくてき ほうもん
訪問介護計画の変更を行い、ヘルパーが重度訪問介護計画において計画的に訪問すること

となっていないサービス きんきゆう おこな ばあい かきん たいしやう きーび す しんたいかいご
を緊急に行った場合に加算します。対象となるサービスは、身体介護

およ つういんとうかいじょ しんたいかいご ともな ばあい かきん
及び通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります。

※ しょかい かきん しん き じゅうどほうもんかいごけいかく さくせい りようしや たい しょかい きーび すていきよう
初回加算は、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と

どうげつない さーびすていきょうせきにんしや みずか さーびすていきょう おこな ばあいまた た へる ばー
同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーが
さーびすていきょう おこな さい どうこう ばあい かさん
サービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

※ とくべつちいきかさん こうせいろどうだいじん さだ ち いき きょじゅう りようしや たい さーびす
特別地域加算は、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービス
ていきょう おこな ばあい かさん
提供を行った場合に加算します。

ほんかさん さんてい ばあい つうじょう じぎょう じっしちいき こ さーびすていきょう おこな さい
なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際
こうつうひ ちようしゅう
にいただくことになっている交通費は徴収しません。

す ばしよ たいしやうちいき あ じゅきゅうしやしょう きさい
お住まいの場所が、対象地域に当たるかどうかは、受給者証に記載されています。

③ りようしや いらい りようしや ふたんじょうげんつきがく こ じぎょうしや りようしやふたんがく ちようしゅう
利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しない
りようしやふたんがく ちようしゅうほうほう かんり おこな ばあい い か りようさん かさん
よう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

ない 内容	りようりよう 利用料	りようしやふたんがく 利用者負担額	
りようしやふたんじょうげんがくかんりかさん 利用者負担上限額管理加算	えん 1,608円	えん 161円	つき 1月あたり

4 その他の費用について

① こうつうひ 交通費	つうじょう じっしちいきがい さーびす こうきょうこうつうきかん りよう ばあい 通常の実施地域外へのサービスで、公共交通機関を利用した場合はそ じつび せいきゅう の実費を請求いたします。	
② きゃん せ りよう キャンセル料	さーびす りよう きゃん せ る ばあい きゃん せ る れんらく じかん サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間 におう か き きゃん せ る りよう せいきゅう に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	じかんまえ れんらく ばあい 24時間前までのご連絡の場合	きゃん せ る りよう ふよう キャンセル料は不要です
	じかんまえ れんらく ばあい 12時間前までにご連絡の場合	ていきよう りようりよう 1提供あたりの利用料の 10%を請求いたします。
	じかんまえ れんらく ばあい 12時間前までにご連絡のない場合	ていきよう りようりよう 1提供あたりの利用料の 25%を請求いたします。
※ただし、利用者 ^{りようしや} の病状 ^{びようじょう} の急変 ^{きゅうへん} や急な入院等 ^{きゅう にゅういんなど} の場合 ^{ばあい} には、キャンセル料 ^{きゃん せ りよう} は請求 ^{せいきゅう} いたしません。		
③ さーびす ていきよう ひつよう りようしや きょたく しよう サービスの提供に必要な利用者 ^{りようしや} の居宅 ^{きょたく} で使用 ^{しよう} する電気 ^{でんき} 、ガス ^{がす} 、水道 ^{すいどう} の費用 ^{ひよう}	りようしや きやくさま べつ と ふたん 利用者 ^{りようしや} (お客様 ^{きやくさま})の別途負担 ^{べつ と ふたん} となります。	
④ つういんとうかいじょう へる ばー こうきょうこうつう きかんなど 通院等介助等 ^{つういんとうかいじょう} におけるヘルパー ^{へる ばー} の公共交通機関等 ^{こうきょうこうつう きかんなど} の交通費 ^{こうつう ひ}		

5 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額 その他の費用の 支払い方法につ いて	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の22日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 (ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡します。保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡します。必ず保管をお願いします。
------------------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期

日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、
契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上
限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は
速やかに事業者にお知らせください。

(2) 重度訪問介護計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「重度訪問介護
計画」を作成します。作成した「重度訪問介護計画」については、案の段階で利用者又は家
族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願い
します。

サービスの提供は「重度訪問介護計画」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命
令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況
や意向に十分な配慮を行ないます。

(3) 重度訪問介護計画の変更等

「重度訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、事業者窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) 担当するヘルパーの変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当するヘルパーの変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	森川 佳寿美、奥野 多希子 藤本 晴美
	連絡先電話番号	06-6836-5668
	同ファックス番号	06-6833-0574
	受付日及び受付時間	月曜日 から 金曜日 （国民の 祝日、12月29日から 1月3日まで を除く。）

※ 担当するヘルパーの変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを 予めご了承ください。

(6) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます

ます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健

福祉部長通知)に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	庄長 齊藤 慎一郎
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 苦情解決体制を整備しています。

- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置などを実施します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	---

② 個人情報 の 保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
----------------------------	---

9 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに

主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

（緊急時連絡先）

氏名（続柄）： _____（ ） 電話番号： _____

住所： _____ 携帯番号： _____

主治医： 所属医療機関名等 _____

主治医氏名： _____

所在地： _____ 電話番号： _____

② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、

本説明書2. の事業所（営業日、営業時間内に限る）に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する重度訪問介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利

用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する重度訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害

賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	豊中市
	担当部・課名	福祉部 障害福祉課
	電話番号	06-6858-2229

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン株式会社

保険名 福祉事業者賠償責任保険

11 身分証携行義務

重度訪問介護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の

家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他

の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 連絡調整に対する協力

重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の利用について市町村又は相談支援事業を

行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

14 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定重度訪問介護の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健

医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

15 サービス提供の記録

① 指定重度訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

② 指定重度訪問介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

16 指定重度訪問介護サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

17 苦情解決の体制及び手順

(ア) 提供した指定重度訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 利用者等への周知徹底
- ② 苦情の受付
- ③ 苦情受付の報告
- ④ 苦情解決に向けての話し合い
- ⑤ 苦情解決の記録、報告
- ⑥ 苦情解決の公表

【事業者の窓口】 豊寿荘訪問介護事業所「ゆたか」	所在地 豊中市新千里西町二丁目7番2号 電話番号 06-6836-5688 ファックス番号 06-6833-0574 受付時間 月曜日～金曜日の9:15～18:00 苦情解決責任者 庄長 齊藤 慎一郎 苦情受付担当者 森川 佳寿美、奥野 多希子 藤本 晴美
【市町村の窓口】 豊中市福祉部 障害福祉課	所在地 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所第二庁舎 電話番号 06-6858-2229 ファックス番号 06-6858-1122 受付時間 月～金曜日(祝日、12/29～1/3除く) 午前9時～午後5時15分
【公的団体の窓口】 豊中市健康福祉サービス 苦情調整委員会	所在地 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所第二庁舎 電話番号 06-6858-2815 ファックス番号 06-6854-4344 受付時間 月～金曜日(祝日、12/29～1/3除く) 午前9時～午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時
【第三者委員】	関家 鋳一 電話番号 06-6872-9681 中園 道子 電話番号 06-6834-9537 南 隆子 電話番号 06-6835-5254 斉藤 杏子 電話番号 06-6848-7537 受付時間 月～金曜 10時～17時

じっし う む 実施の有無	なし 無
じっし ちよつ きん ねん が つ び 実施した直近の年月日	
じっし ひよう か き かん めい し ょ う 実施した評価機関の名称	
ひよう か け っ か か い じ じ ょ う き ょ う 評価結果の開示状況	

19 ハラスメントの防止について

事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる

性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えた

ものにより従業員の就業環境が害されることを防止するため次の措置を講じます。

①ハラスメント防止に関する指針の策定

②ハラスメントを防止するための従業員に対する研修の実施

③その他ハラスメント防止のために必要な措置

20 感染症の予防及び蔓延の防止について

事業者は、感染症の予防およびまん延の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を

講じます。

①感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の策定

②感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会の開催(2回/年)

③感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練の実施

21 業務継続計画の策定について

事業者は、感染症や災害発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供を

継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務

継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、次の措置を講じます。

①従業員への業務継続計画の周知と必要な研修及び訓練の実施

② 業務継続計画の定期的な見直し

22 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、社会福祉法第76条及び「豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第60号)第10条の規定に基づき、利用者(利用者)に説明を行いました。

事業者	所在地	箕面市白島三丁目5番50号		
	法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団		
	代表者名	理事長 行松 英明		
	事業所名	豊寿荘訪問介護事業所「ゆたか」		
	説明者氏名	印		

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代筆者	住所	
	氏名	印 (続柄)

代理人	住所	
	氏名	印 (続柄)